

特定犬は、 「おり」の中で飼いましょう!

茨城県では、犬による咬み付き事故を未然に防止するために、咬み付き事故を起こしやすい犬や咬み付き事故を起こした場合に重大な事故になる可能性がある犬について、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「県条例」といいます。）で**特定犬**と規定しています。

特定犬の飼い主は、重大な事故を防止するために特定犬を「おり」の中で飼うことが義務付けられています。

※特定犬制度導入の経緯について……茨城県内で放れていた大型犬による重大な事故が発生したことから、昭和54年から特定犬制度を導入しました。

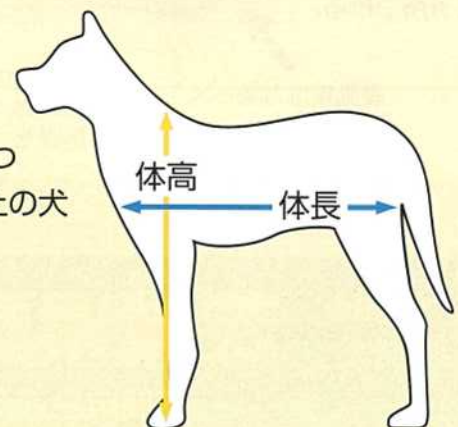
1 特定犬とは

1) 人に危害を加えるおそれのあるものとして知事が定める8犬種。



2) 上記8犬種以外で体高及び体長が一定以上の犬（雑種も含む）。

- 体高（地上から肩の高さ）60cm かつ
- 体長（肩から尾の付け根）70cm以上の犬



3) 県知事が指定した犬

※危険性があるとあらかじめ判断される犬。

2

飼い方の義務

- 1) 指定された犬は「おり」の中で飼うこと。
(県条例第5条)

特定犬の「おり」とは

1. 上下四方が囲まれていること。
2. 十分な強度をもっていること。
3. 人に危害を加えられない構造になっていること。

- 2) 特定犬の所有者は、飼養場所に特定犬を飼養している旨の標識「**特定犬**」※右図参照を飼養場所住居の出入り口等の見やすい場所に貼ること。
(県条例第9条)

▶ 特定犬標識は毎年色が異なります。
年度ごとに **黄**▶**赤**▶**青** (以下、繰り返し)

特定犬

茨城県

理想的な犬舎とは

南側に面した日あたりのよい乾燥したところ。

運動場と寝小屋とを兼ねそなえる。



茨城県動物指導センター

笠間市日沢47番地

TEL 0296-72-1200